

本号で公布された法令のあらまし

◇高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の施行期日を定める政令（政令第四四二号）（運輸省）

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（同法附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成一二年一月一五日とし、同法附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は平成一四年五月一五日とすることとした。

◇高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令（政令第四四三号）（運輸省）

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）における特定旅客施設の要件は、次のいずれかに該当することとした。

- (1) 特定旅客施設の要件（第一条関係）
- (2) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）における特定旅客施設の要件は、次のいずれかに該当することとした。
- (3) 当該旅客施設の一日当たりの平均的な利用者的人数が五〇〇〇人以上であること。

当該旅客施設を利用する高齢者又は身体障害者の人数が前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者又は身体障害者的人数と同程度以上であると認められること。

前二号に掲げるもののほか、次のいずれにも該当するものであつて、当該旅客施設について移動円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

(4) 徒歩圏内に、当該旅客施設を利用する相続者の高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公署施設、福祉施設その他の施設が所在していること。

(5) 当該旅客施設を利用する高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる一般交通用施設等の構造及び設備の状況、当該旅客施設を利用する高齢者、身体障害者等

の移動に係る経路の状況等からみて、当該旅客施設を中心とする地域における移動円滑化を図る上で、移動円滑化のための事業を一体的に実施することが効率的かつ効果的であること。

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第五項の政令で定める政令をここに公布する。

御名　御璽

平成十二年十月四日

内閣総理大臣　森　喜朗

政令

（特定旅客施設の要件）

第一条 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第五項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　当該旅客施設の一日前たりの平均的な利用者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設の一日前たりの平均的な利用者の人数の見込み）が五千人以上であること。

二　次のいずれかに該当することにより当該旅客施設を利用する高齢者又は身体障害者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設を利用する高齢者又は身体障害者の人数の見込み）が前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者又は身体障害者の人数と同程度以上であると認められること。

イ　当該旅客施設が所在する市町村の区域に

おける人口及び高齢者の人数を基準として運輸省令・建設省令・総理府令・自治省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する高齢者の人数が、全国の区域における人口及び高齢者の人数を基準として運輸省令・建設省令・総理府令・自治省

令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者の人数以上であること。

ロ　当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び身体障害者の人数を基準として運輸省令・建設省令・総理府令・自治省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する身体障害者の人数が、全国の区域における人口及び身体障害者の人数を基準として運輸省令・建設省令・総理府令・自治省

令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する身体障害者の人数が、全国の区域における人口及び身体障害者の人数を基準として運輸省令・建設省令・総理府令・自治省

政令第四百四十三号

平成十二年十月四日

内閣総理大臣　森　喜朗

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第二条第五項、第五条第一項、第二項及び第三項ただし書、第九条第四項ただし書並びに第十三条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第二条第五項、第五条第一項、第二項及び第三項ただし書並びに第十三条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

第三十五条第十二号中「前条第八号」を「前条第九号」に改める。

第七十一条中第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを「一號ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。」

十 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を

利用した移動の円滑化の促進に関する法律

の施行に関する事務のうち、旅客施設（建

築基準法第二条第一号に規定する建築物に

該当する部分に限る。）に関する移動円滑化

基準に関すること。

（自治省組織令の一部改正）

第六条 自治省組織令（昭和二十七年政令第三百八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二十九号を第三十号とし、第二十号を第二十九号とし、第二十七号の次に次の一号を加える。

二十八 高齢者、身体障害者等の公共交通機

関を利用した移動の円滑化の促進に関する

法律（平成十二年法律第六十八号）の施行

に関する事務を行うこと。

第十三条中第二十一号を第二十二号とし、第十六号から第二十号までを「一號ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。」

十六 高齢者、身体障害者等の公共交通機

関を利用した移動の円滑化の促進に関する法

律に関する企画立案その他同法の施行に関

すること。

（国土交通省組織令の一部改正）

第七条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号中「附帯する業務」の下に「並びに高齢者、身体障害者等の公共交通機

関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律

（平成十二年法律第六十八号、第二十二条第一項に掲げる業務）を加え、同項中第五十九号を第六十号とし、第四十八号から第五十八号までを一号ずつ繰り下げ、第四十七号の次に次の一号を加える。

四十八 高齢者、身体障害者等の公共交通機

関を利用した移動の円滑化の促進に関する

法律の施行に関する事務（他局の所掌に属するものを除く。）

第四条第二項中「前項第五十号」を「前項第五十一号」に、「同項第五十二号から第五十四号まで」を「同項第五十三号から第五十五号まで」に改め、同条第三項中「第一項第五十五号から第五十八号まで」を「第一項第五十六号から第五十九号まで」に改める。

（法則）

○総理府令第二号
中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第一百六十号）の施行に伴い、並びにアイヌ文化的振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成九年法律第五十二号）

第九条第一項及び第三項の規定に基づき、及び同法を実施するため、アイヌ文化的振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成十二年十月四日

内閣総理大臣 森 喜朗
文部大臣 大島 理森 喜朗
建設大臣 林 寛子
自治大臣 西田 司

○総理府令第二号
電源開発促進対策特別会計法施行令第二条第一項第三号に規定する事務の区分を定め

和五十年通商産業省令第三号の一部を次のように改正する。

本則各号列記以外の部分中「同項第四号イ、第7号、第十八号、第十九号、第二十二号から第二十五号まで、第三十二号及び第三十三号」を「同項第四号、第六号、第十六号、第十九号から第二十二号まで、第二十九号、第三十号及び第三十八号」に、「同項第二十号及び第二十一号」を「同項第十七号及び第十八号」に、「第一条第一項第六号」を「第一条第一項第六号ハ」に、「同項第八号」

を「同項第七号」に、「同項第四十号」を「同項第

三十七号」に、「同項第二十二号口」を「同項第十号」に、「同項第六号」を「同項第十一号口」に、「同項第五号及び第六号」を「同項第十二号」に、「同項第六号」を「同項第十三号」、第七号及び第十八号及び第十九号

を「同項第七号」に、「同項第十四号」を「同項第

三十七号」に、「同項第二十二号」を「同項第

九号」に、「同項第五号」を「同項第六号」、第

一號、第四号、第五号及び第八号」を「同項第

十四号」を「同項第十九号」に改め、「所管大臣」という。」の下に「第一号イ(1)において同じ。」

を加える。

（本則第一号イ(1)中「及び隣接都道府県」を

別記様式中「北海道開発厅長官及び文部大臣」を「国土交通大臣及び文部科学大臣」に改める。

（本則第一号イ(1)中「及び隣接都道府県」を

「隣接都道府県」に改め、「隣接する都道府県」を

「北海道開発厅長官又は文部大臣」に「北海道開

府廳長官又は文部大臣」に改める。

（本則第一号イ(1)中「及び加工施設」を

「加工施設」に改め、「加工施設所在都道

府県」（加工施設所在都道府県に隣接する都道府

県）に改める。

ナ 令第一条第七項第五号に規定する委託費の交付に関する事務のうち、次号ネに規定する事務以外のもの

第一号ヲ及びムを削り、同号ウ中「第一条第七項第十八号」を「第一条第七項第八号」に改め、同号ウを同号ヲとし、同号ヰ中「第一条第七項第三十四号ニ」を「第一条第七項第十九号ニ」に改め、同号ヰを同号ムとし、第二号イを次のように改める。

イ 令第一条第一項第一号ニに掲げる交付金の交付に関する事務のうち、次に掲げるものの交付に関する事務のうち、次に掲げるものに限る。(以下イにおいて同じ。)及び隣接都道府県(原子力発電施設に係るものに限る。以トイにおいて同じ。)と通商産業省、所在都道府県と所在市町村(原子力発電施設の設置が、その区域内にお

(1) 所在都道府県(原子力発電施設に係るものに限る。以下イにおいて同じ。)及び隣接都道府県(原子力発電施設に係るものに限る。以トイにおいて同じ。)と通商産業省、所在都道府県と所在市町村(原子力発電施設の設置が、その区域内にお

ワ 令第一条第一項第三十八号に規定する交付金の交付に関する事務のうち、次号ヲに規定する事務以外のもの

第一号タ中「第一条第六項第十号」を「第一条第六項第九号」に改め、同号レ中「第一条第六項第十三号」を「第一条第六項第十二号」に改め、同号ソ中「第一条第六項第十七号」を「第一条第六項第十五号」に改め、同号ツを削り、同号ネ中「第一条第七項第二号」を「第一条第七項第一号」に改め、同号ネを同号ツとし、同号ナ中「第一条第七項第八号」を「第一条第七項第四号」に改め、同号ナを同号ネとし、同号ネの次に次のように加え。

項第四十号」を「同項第三十七号」に、「同項第十二号口」を「同項第十九号口」に改め、同号へ中「第一条第一項第二十号」を「第一条第一項第十七号」に改め、同号ト中「第一条第一項第二十号」を「第一条第一項第十八号」に改め、同号リ中「第一条第一項第八号」を「第一条第一項第七号」に改め、同号又中「第一条第一項第四十号」を「第一条第一項第三十七号」に改め、同号ル中「第一条第一項第三十一号」を「第一条第一項第二十九号」に改め、同号ヲ中「第一条第一項第二十五号」を「第一条第一項第二十二号」に、「同項第十八号ハ」を「同項第十六号ハ」に改め、同号ヨを削り、同号力中「第一条第六項第七号」を「第一条第六項第六号」に改め、同号力を同号ヨとし、同号ワ中「第一条第六項第六号」を「第一条第六項第五号」に改め、同号ワを同号力とし、同号ヲの次に次のように加える。

(2) 設備の設置及び維持に係るもの

(3) 実用原子力発電施設の緊急時における
防災業務に從事する者の住民の安全の確保に係る知識の習得及び緊急時における
住民の安全の確保に係る知識の住民に対する普及に係るものであつて、原子力災害特別
対策特別措置法第四条第二項に基づく通常産業大臣の責務の履行に係るもの

(4) 原子力発電施設等又は加工施設に係る
緊急事態応急対策拠点施設のうち主として
実用原子力発電施設に係るもの、整備
又は維持に係るもの

号口を次のように改める。

(1) 実用発電用原子炉施設に係る緊急時の
判断並びに当該判断に係る情報の伝達及び表示に関する調査に係るもの(緊急時
における原子力安全委員会の技術的・事項
に関する助言に必要な情報の保管、解析
及び表示を行うためのシステムに係るも
のを除く。)

(2) 実用原子力発電施設の緊急時における
防災業務に從事する者の住民の安全の確保に係る知識の習得及び緊急時における
住民の安全の確保に係る知識の住民に対する普及
のあつて、主として放射線障害の防止
のために行われるもの以外のもの

(3) 実用原子力発電施設の緊急時における
安全の確保に係る知識の住民に対する普及
及に係る調査に係るものであつて、主として
放射線障害の防止のために行われるもの
の以外のもの

第二号八中「第一条第一項第七号」を「第一条第一項第六号」に改め、同号二中「第一条第一項第十八号」を「第一条第一項第十七号」に改め、「同項第十六号イ」を「同項第十六号イ」に改め、「事務のうち」の下に「同号トに掲げる施設の設置の必要性に関する知識の普及に係るもの」を加え、「同項第十八号イ」を「同項第十六号イ」に改め、同号ホを削り、同号ヘ中「第一条第一項第二十二号、第二十三号若しくは第二十四号」を「第一条第一項第十九号から第二十一号まで」に、「同項第四十号」を「同項第三十七号」に、「同項第二十二号口」を「同項第十九号口」に改め、同号ヘを同号ホとし、同号ト中「第一条第一項第三十二号」を「第一条第一項第二十九号」に、「第三十三号」を「第三十号」に改め、同号トを同号ヘとし、同号ヲ中「第一条第一項第二十号」を「第一条第一項第十七号」に改め、同号ヲを同号トとし、同号リを同号チとし、同号又中「第一条第一項第八号」を「第三十条」に改め、同号トを同号ヘとし、同号ヲ「第一条第一項第七号」に改め、「同項第十八号イ」を「同項第十六号イ」に改め、「同項第十六号イ」に改め、「口若しくはハに掲げる施設」の下に「核燃料サイクル開発機構が設置するものを除く。」を加え、同号ヲを同号ルとし、「同項第十六号イ」に改め、「同号ルの次に次のように加える。同号ルの次に次のように加える。

ヲ 令第一条第一項第三十八号に規定する交付金の交付に関する事務のうち、電力の安定的な供給の確保に係るもの

第二号ワ中「第一条第六項第六号」を「第一条第六項第五号」に改め、同号カ中「第一条第六項第七号」を「第一条第六項第六号」に改め、同号ヨを削り、同号タ中「第一条第六項第十号」を「第一条第六項第九号」に改め、「実用発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所内における貯蔵に限る。」を削り、同号タを同号ヨとし、同号レ中「第一条第六項第十三号」を「第一条第六項第二号」に改め、「実用発電用原子炉施設」の下に「又は使用済燃料貯蔵施設」を加え、同号ネを同号ソとし、同号ナ中「第一条第七項第八号」を「第一条第七項第四号」に改め、同号ナを同号ツとし、同号ツの次に次のように加える。

（旅客施設を利用する高齢者の人數の算定）

第一條 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第二号イに規定する運輸省令・建設省令・総理府令・自治省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する高齢者の人數は、当該旅客施設の一日当たりの平均的な利用者的人数（当該旅客施設が所在する市町村の区域（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号。以下「法」）の交付に関する事務のうち、実用原子力発電施設に係るもの）

第二号ヲ削り、同号ム中「第一条第七項第十一号」を「第一条第七項第八号」に改め、同号ムを同号ナとし、同号ウ中「第一条第七項第三十四号ニ」を「第一条第七項第十九号ニ」に改め、同号ウを同号ヲとする。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。

○ 総理府、運輸省、令第一号

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第四百四十三号）第一条第二号の規定に基づき、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令第一条第二号に規定する旅客施設を利用する高齢者及び身体障害者の人數の算定に関する命令を次のように定める。

平成十二年十月四日

内閣総理大臣 森 喜朗
運輸大臣 森田 一
建設大臣 林 寛子
自治大臣 西田 司

